

## 錦江町農業委員会 6 月定例総会会議録

○ 開催日時 令和 4 年 6 月 2 7 日（月） 午後 1 時 3 0 分から

○ 開催場所 本庁 2 階会議室

○ 委員（農業委員 14 人、農地利用最適化推進委員 8 人）

会長	1 番	宿利原 勝吉
会長代理	2 番	鈴 一磨
委員	3 番	徳永 哲朗
委員	4 番	毛下 利美
委員	5 番	鳥越 秀一
委員	6 番	元丸 敏朗
委員	7 番	寺田 郁哉
委員	8 番	貫見 和洋
委員	9 番	内菌 雄治
委員	1 0 番	鍋 康博
委員	1 1 番	本釜 好子
委員	1 2 番	宿利原 進
委員	1 3 番	安水 純一
委員	1 4 番	坂元 博美

農地利用最適化推進委員	内菌 政文
農地利用最適化推進委員	山中 徹
農地利用最適化推進委員	水流 佳文
農地利用最適化推進委員	竹原 政洋
農地利用最適化推進委員	畠中 正秋
農地利用最適化推進委員	折小野 道男
農地利用最適化推進委員	横原 利己
農地利用最適化推進委員	弓指 義洋

○ 欠席

農業委員 宿利原進委員

○事務局職員 事務局長 池之上 和隆 書記 永田 宗成・折久木まり子・鶴田 明

○議事日程

1、開会

2、農業委員憲章朗読

3、会長あいさつ

4、議 事

第1 議事録署名委員の指名について

第2 会務報告について

第3 附議事項

議案第10号 農地法第3条許可申請について

議案第11号 農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地  
利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請について

○事務局	ただいまより令和4年6月錦江町農業委員会定例総会を開催いたします。姿勢を正してください。一同礼。農業委員会憲章の朗読を、11番、本釜委員にお願いいたします。
○本釜委員	憲章朗読
○事務局	ありがとうございました。次に、会長がご挨拶申し上げます。
○会長	皆さん、こんにちは。今日、梅雨も明けて大変暑くなってまいりましたが、体など、十分気をつけて頑張ってくださいますようお願いいたします。それでは、ただいまより令和4年6月錦江町農業委員会の議事を開会いたします。本日は、宿利原委員が欠席の申出が来ておりますが、錦江町農業委員会会議規則第8条の規定により、総会は成立していることをお知らせいたします。それでは錦江町農業委員会会議規則第23条第2項の規定により、本日の会議録署名委員に7番、寺田委員と8番、貫見委員を指名いたしますので、よろしくをお願いいたします。次に会務報告についてを議題としますので、事務局の報告をお願いいたします。
○事務局	はい。6月の会務の報告を行います。6日に南隅農政協議会の幹事会がございまして事務局が出席しております。8日に肝属地区の農業改良普及事業協議会総会、肝属地域農政企画推進会議総会がございまして、会長と私が出席いたしました。10日が町議会が開会いたしまして12日、町議会の本会議、一般質問があったところでございます。16日は令和4年度農業者年金新任担当者研修会と担当者会議がオンラインでございまして事務局の永田と鶴田書記が、出席しております。17日は無線基地局の申請が出されてございまして、その現地調査に、鍋委員、毛下委員、坂元委員、横原推進委員と事務局で現地調査を行っております。21日は農業委員会組織業務効率化検討会、職員協議会理事会がございまして私が出席しております。22日は議会の最終本会議がございました。27日は本日でございまして定例総会でございます。あさって29日には、肝属地区農業者年金受給者会の総会が東串良町で予定されております。以上でございます。
○会長	ただいまの会務報告について、質問等はありませんか。
○委員	なし。
○会長	ないようですので以上で会務報告を終わり、付議事項に入ります。議案第10号、農地法第3条許可申請についてを議題としますので、事務局の説明をお願いいたします。
○事務局	3ページをお開きください。農地法第3条許可申請ということで、2件申請が上がってきております。まず受付番号3番が、譲渡人が〇〇さん神川新町の方です。場所が神川字辻ノ下4934番1、台帳現況地目とも畑、地積が1,613㎡で、譲受人が〇〇さん、肝付町の方となっております。受付番号4番が、3筆ありまして、譲渡人が〇〇さん、神川新町の方です。場所が神川字中平4475

	番1、台帳現況地目が畑、地積が2,365㎡。次が神川字中平4488番1、台帳現況地目が畑、地積が1,642㎡。次が神川字抜迫4579番1、台帳現況地目とも畑、地積が1,867㎡。譲受人が〇〇さん、肝付町の方となっております。以上になります。
○会長	続いて、徳永委員の報告をお願いいたします。
○徳永委員	はい。報告します。受付番号3番4番、この2人はご夫婦でございます。場所は、3番の辻ノ下の場所が、町道桜原線の道路沿いです。4番の3筆は、少し皆倉地区に入った場所の畑を通った山の中です。この4筆ともですね、畑になっておりますが、内容は、榊の木を植栽して榊を出荷しているご夫婦です。譲受人の〇〇さんですが、高山町在住ですけれども、同業者榊の販売の同業者として、高山、鹿屋、手広く業務をされております。で、榊の葉っぱを製粉する会社を持っておられるということです。〇〇さん夫婦も、80に近いもんですから、体調もあんまりよくないということで、〇〇さんに売買ということになっております。なお、〇〇さんのほうは、世帯員1となっておりますが、個人名で購入されますので、法人としては従業員がおられるということです。金額ですけれども、4筆合わせて、〇〇円というちょっと高額になっております。これは、いずれも4筆とも即、榊の木を伐採できる、出荷できる状況ということから、この金額になっております。以上です。
○会長	事務局の説明と担当委員の報告ありましたが、質疑はありませんか。
○委員	なし。
○会長	質疑なしと認め採決いたします。お諮りします。議案第10号については、原案のとおり許可することに異議ありませんか。
○委員	なし。
○会長	異議なしと認めます。したがって議案第10号については、原案のとおり許可することに決定しました。続いて議案第11号、農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画の錦江町長に対する要請についてを議題としますが、2回に分けて審議いたしたいと思いますが、異議ありませんか。
○委員	なし。
○会長	異議なしと認めます。それでは受付番号35番から40番についてを、事務局の説明をお願いいたします。
○事務局	はい。では5ページをお開きください。受付番号35番貸し人が、〇〇さん、鹿屋市の方です。場所が馬場字竹之本4780番2、地目が田、地積が2,270㎡、期間が令和4年6月28日から令和8年12月14日まで、小作料が10アール当たり〇〇円。借り人が〇〇さん、笹原の方になります。受付番号36番が、貸し人が、〇〇、南大隅町の会社になります。場所が馬場字鳥井戸上306番1、地目が田、地積が583㎡。期間が令和4年6月28日から令和9年6月27日まで、小作料が〇〇円。借り人が〇〇さん、瀬戸山の方です。受付番号37、38

	<p>の貸し人が、〇〇さん、鳥淵の方です。場所が田代川原字鳥淵下原 4055 番 5、地目が畑、地積が 1,352 m<sup>2</sup>です。もう一筆が、田代川原字石飛 3955 番 1、地目が畑、地積が 2,544 m<sup>2</sup>です。期間が令和 4 年 6 月 28 日から令和 9 年 12 月 14 日まで、小作料は〇〇円となっております。借り人が〇〇さん、猪鹿倉の方です。受付番号 39 番が〇〇さん、原沢の方です。場所が田代川原字池野 4306 番 1、地目が畑、地積が 2,170 m<sup>2</sup>。期間が令和 4 年 6 月 28 日から令和 9 年 12 月 14 日までです。小作料は〇〇円で、借り人が、〇〇さん、池野の方です。受付番号 40 番、貸し人が、〇〇さん、原沢の方です。場所が田代麓字桂廻 2818 番 1、地目が畑、地積が 914 m<sup>2</sup>、期間が令和 4 年 6 月 28 日から令和 8 年 12 月 14 日までです。小作料が〇〇円で、借り人が〇〇さん、六反田の方になります。以上になります。</p>
○会長	事務局から説明がありましたが、ここで、鈴委員の報告をお願いいたします。
○鈴委員	借り人の〇〇さんは、甘藷農家の大規模農家でございます。それぞれの土地も非常によく管理をされておりまして、本町の求める要件は全てクリアしていると思いますので、何ら問題はないものと思われまます。よろしくお願ひします。
○会長	ありがとうございました。次に、鳥越委員の報告をお願いいたします。
○鳥越委員	報告いたします。この場所は坂元歯医者の方で〇〇さんのほうが、場所が遠いということで、隣の方が耕作してくれないかということでした。それで隣が、〇〇さんが耕作されておりお願ひしたところ、気持ちよく受けてもらえ、この結果になりました。何ら問題はないかと思ひますのでよろしくお願ひいたします。
○会長	ありがとうございました。次に元丸委員の報告をお願いいたします。
○元丸委員	はい、37 号の農地ですが、以前、〇〇と話が進んでいたところで、それが破談になったところ、〇〇さんにお願ひしたところでありまます。また 38 号の農地も同じ〇〇さんの農地でありまして、長年耕作放棄地になっておりましたが、これも一緒にお願ひしましたところ、快く引受けてもらいまます。〇〇さんは畜産農家でありまして、農地もきれいに管理されておりまますので、何ら問題ないと思ひておひます。39 号の借り人の〇〇さんも畜産農家でありまして、2 年ぐらい前に、新規就農されまました若い人でありまして、一生懸命畜産を頑張っておひます。農地のほうも、きれいに管理されておりまますので、何ら問題ないと思ひておひます。よろしくお願ひします。
○会長	ありがとうございました。次に、折小野推進委員の報告をお願いいたします。
○折小野推進委員	はい、40 号の借り人の〇〇さんは、畜産農家であられまます。育成とかに力を入れて農地のほうも作付けから管理まできちっとしてらっしゃいまます。まだ若いので、これからだと思ひますので、皆さんの審議をよろしくお願ひします。
○会長	はい、ありがとうございました。事務局の説明並びに担当委員の報告ありまましたが、質疑はありませんか。
○鈴委員	〇〇さんの農家情報を見ますと耕作地が 726 m <sup>2</sup> と少ない感じが、生産牛が

	27 頭に対して非常に少ないかと。
○事務局	奥さんのほうのお父さんが、畜産をされてて〇〇さん、そちらのほうの農地を、多分、一緒に飼料とか作付されてると思いますので、始められてまだ借入れとか、自分の少ないんですけれども、お父さんが持ってらっしゃる農地と一緒に利用されているところです。
○会長	ほかにありませんか。
○委員	なし。
○会長	質疑なしと認め採決いたします。受付番号 35 番から 40 番については、原案のとおり許可することに異議ありませんか。
○委員	なし。
○会長	異議なしと認めます。したがいまして、受付番号 35 番から 40 番については、原案のとおり許可することに決定しました。続いて受付番号 41 番から 52 番について、説明をお願いいたします。
○事務局	はい、では引き続き 5 ページからになります。これから以降につきましては全て、農地中間管理事業に係るものになりますので、借り人につきましては、県地域振興公社となっております。受付番号 41 から 43 番までの貸し人が、〇〇さん、奈良県の方です。場所が馬場字笹原 4448 番 6、地目が田、地積が 1,130 m <sup>2</sup> です。もう一筆が、馬場字笹原 4448 番 8、地目が田、地積が 114 m <sup>2</sup> 。もう一筆が、馬場字笹原 4478 番 2、地目が田、地積が 334 m <sup>2</sup> です。期間が令和 4 年 7 月 1 日から令和 8 年 12 月 30 日までとなっております。小作料につきましては、〇〇円ということです。続きまして 44、45 番の貸し人が、〇〇さん、鹿屋市の方です。場所が、城元字向原 4977 番 1、地目が畑、地積が 3,894 m <sup>2</sup> です。もう一筆が、城元字西向原 4980 番 1、地目が畑、地積が 6,222 m <sup>2</sup> 、期間が令和 4 年 7 月 1 日から令和 14 年 6 月 30 日までです。小作料につきましては、〇〇円と〇〇円となっております。6 ページをお開きください。46 番から 52 番につきましては、貸し人が、〇〇さん、鳥浜の方となっております。一筆目が、場所が神川字宮前 620 番、地目が田、地積が 424 m <sup>2</sup> です。次が、神川字宮前 621 番、地目が田、地積が 977 m <sup>2</sup> です。次が、神川字西上ノ迫 1260 番 1、地目が畑、地積が 3,026 m <sup>2</sup> です。次が神川字前目 2112 番 1、地目が畑、地積が 5,580 m <sup>2</sup> です。次が、神川字前目 2114 番 5、地目が畑、地積が 1,870 m <sup>2</sup> です。続きまして、神川字前目 2116 番 1、地目が畑、地積が 1,436 m <sup>2</sup> です。最後になります。神川字前目 2117 番 1、地目が畑、地積が 682 m <sup>2</sup> です。いずれも、貸付け期間につきましては、令和 4 年 7 月 1 日から令和 14 年 6 月 30 日までです。小作料につきましては、〇〇円となっております。こちらのほうの配分計画につきましては、別紙で A 3 の用紙が配付してありますので、そちらをご覧ください。以上になります。
○会長	事務局から説明がありましたが、質疑はありませんか。
○委員	なし。

○会長	質疑なしと認め採決いたします。お諮りします。受付番号 41 番から 52 番については、原案のとおり、許可することに異議ありませんか。
○委員	なし。
○会長	異議なしと認めます。したがいまして受付番号 41 番から 52 番については、原案のとおり許可することに決定しました。以上で令和 4 年 6 月錦江町農業委員会定例総会の付議事項の協議を終了いたします。
○事務局	それでは以上で、令和 4 年 6 月錦江町農業委員会定例総会を終了いたします。姿勢をお正しくください。一同、礼。お疲れさまでした。

錦江町農業委員会会議規則第 2 3 条第 2 号の規定により署名する。

会 長

7 番

8 番

議事録調整者